

(9) 地域ニーズに合った母子保健づくり

表29 虐待予防・対応可能な母子保健作り

	~ 平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
国の動き	H9年母子保健法改正 母子保健事業は市町村一元化		児童虐待防止法制定			児童福祉法改正 ・要保護児童対策から、全ての子育て家庭への支援 ・全ての家庭に対する子育て支援が市町村の責務として明確化	児童虐待防止法改正 ・児童福祉法改正 ・虐待における児童相談所と市町の役割の見直し ・児童相談における市町村の役割を明確化、要保護児童対策地域協議会の設置等	児童虐待防止法改正 ・小児慢性特定疾患医療費助成事業が同法に位置づけられる	児童虐待防止法施行 ・子ども虐待対応手引き改正 ・安全確認の基本ルールを設定 ・きょうだい事例の対応を明確化	児童虐待防止法施行 ・児童福祉法改正 ・子育て支援事業の法的位置づけ ・小規模住居型児童養育事業の創設 ・要保護児童対策地域協議会の機能強化 ・施設内虐待の防止等 ・児童虐待防止法改正 ・安全確認義務について ・保護者への出頭要求						母子保健法改正(H25.4.1施行) ①低体重児届出②未熟児訪問指導③養育医療の事務実施権限が市町村へ移譲	妊婦健診の望ましい基準の公表 子育て家庭支援強化 ・利用者支援事業の新設 子育て包括支援センター	
県の動き	H8年大きくなれ未熟児総合アプローチ事業 未熟児保健医療連携、親の会育成等 H10年多胎児育児支援基盤整備事業 家族に一元調査、親の会、関係者研修会		健やか妊娠育児支援強化事業 ・ハイリスク産婦、未熟児、多胎児保健医療連携等 ・未熟児、多胎児教室 ・未熟児等母乳哺育支援事業 ・在宅助産師による家庭訪問 ・関係者研修会、連絡会	未熟児ママの心のケア事業 ・NICUへの臨床心理士派遣、NICU内での親の交流会	母親のハートヘルス支援事業 ・産婦健診及び新生児(未熟児)訪問における産後うつ病の早期発見支援(EPDS活用)	小児科・保健医療連携事業 ・小児科医がハイリスク者を把握し、市町村に紹介				健やか妊娠育児強化事業に一本化 ・ハイリスク妊娠等支援事業 ・未熟児多胎児等育児支援事業 ・健やか妊娠育児支援連絡会・研修会 ・難聴児の早期発見・療育検討会					精神科医療との連携による子育て支援モデル事業			
						保健と福祉の統合 報告書:保健と福祉の統合成果報告 保健師が児童相談所に派遣される		虐待防止ネットワーク事業開始、県内の保育関係者、民生児童委員等に虐待に関する研修会を										
保健所の動き(地域へのしきり)	・未熟児等ハイリスク者への支援中心 ・地域の母子保健の現状、課題を市町村や医療機関と共有し、ともに地域をつくる体制を開拓		虐待に関する実態調査 報告書:虐待のない地域づくりをめざして～21世紀への架け	虐待予防可能な母子保健活動の取り組み 報告書:虐待予防のできる母子保健にするために 母子保健の中に虐待予防のシステムを入れる	①虐待の啓発普及 (医師、市町村、福祉関係者、高校生等に研修会) ②未熟児等ハイリスク者への早期対応 (市町村を「児童虐待ハイリスク事業」への支援(ワーキング参加) ③福祉等と情報共有研修会 ④関係機関の課題と対策及び今後の虐待予防対策を明確に示す(市町村等に提示)	①虐待について地域に発信 (ホームページ、ラジオ、ケーブルTVを利用) ②ハイリスク者の力量をつける (母子健康手帳発行時に保健師が面接をする等) ③EPDS(エンドハラ式産後うつ質問票の活用) ④虐待予防出前講座(医療機関) ⑤母子間関係(愛着関係)に注目した支援の展開	①地域全体で産後の母親のハートヘルス支援が行えるようにする(EPDS導入後) (遭遇困難事例の検討会を市町村、児童相談所と共に実施) ②母子間関係(愛着関係)に注目した支援の展開	①ハイリスク者のフォローモード整備 ②虐待通告事例検討会 ・前年度通告事例を予防可能の視点で振り返り、母子保健事業に活かす ・研修会(産婦人科、精神科、市町・出前講座) ③虐待予防出前講座(医療機関) ④母子間関係(愛着関係)に注目した支援の展開	※市町村合併で5市町となり、うち4市町で実施	・必要に応じて、タイミング別支援会議の開催について働きかける						精神科医療との連携による子育て支援モデル事業 管内5つの精神科医療機関との連携		
市町村の動き			・健診の問診項目(育児支援関係)を管内統一 ・虐待等市町村事例検討会(3市町村、不定期)			・母子健康手帳を保健師が面接して読む ・新生児訪問時にEPDS導入 6市町村(ハイリスク2市町村) (不定期)	(12市町村) ・母子保健事例検討会の開催 (全市町村、定期的) ・(基本的に月1回)	(全市町村) ・(定期的)										
地域の変化、課題等	虐待が社会問題化	・虐待の認識が不十分 ・未把握ケースが多い可能性がある ・ケース対応力量不足 ・発見後通告義務が徹底である	当管内で産後うつが原因とおもわれる虐待死亡事例発 ・ハイリスク者に早期に介入できるシテ ・EPDS高得点者に対するフォローカー体制が不十分 ・ハイリスク者へのフォローケース管理の充実 ・愛着関係確立を意図した母子保健の展		・EPDS導入後の評価が必要 ・ハイリスクの判断基準のとらえ方が曖昧 ・ハイリスク者へのフォローケース管理が不十分 ・愛着関係確立を意図した母子保健の展													

表30 障害を持つ子どもが安心して暮らせる地域作り

	~ 平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
国の動き	H10年 「障害児通園施設の相互利用制度」		社会福祉事業法改正		「自閉症・発達障害支援センター」設立	在宅障害児支援費制度導入	障害者基本法一部改正 発達障害者支援法成立	障害者自立支援法成立	発達障害者支援法	障害者自立支援法施行 育成医療制度改正						障害者自立支援法改正(H25.4.1施行) 育成医療の支給認定等が市町村へ権限移譲	
県の動き	心身障害児療育指導事業 障害児対策事業(能登地区巡回S22～) 障害児地域教育等支援事業(H8～) 重症心身障害児通園事業(H8～)						自閉症・発達障害支援センター事業 心身障害児在宅療育総合支援事業	発達障害支援センター設置			子どもの心のケア推進事業(H20.10月～)						
保健所の動き(地域へのしきり)	慢性疾患児の在宅支援(H9～) ・H9年度障害を持つ保護者・オンライン育成を視野にいたる研修会 ・障害児に関する啓発・関係機関との連携強化						就学前発達障害児支援体制作り ・療育機関小児科医師との情報交換会 ・発達障害児の啓発研修(特に保育現場)	・発達障害児の支援に関する研修会(事例から関わりを考える) ・発達障害についてのアンケートを実施(保育の実態ニーズ把握) ・親や施設との意見交換会									
市町村の動き	1歳6ヶ月児健診に心理スタッフ導入(1市町村) 幼児相談(健診後の個別フォローに心理スタッフ等導入)(2市町村) 遊びの教室(健診後のフォローに心理スタッフ等をはじめて小集団活動を実施(2市町村) 障害児を持つ親の会(1市町村)		(3市町村)			(4市町村)					(※2市町)						
地域の変化、課題等	・在宅障害児支援体制が不十分				・県内の療育機関の状況が不明		・発達障害に対する理解が不十分、療育体制が整っていない ・早期発見の体制が整っていない ・保育所、療育機関との連携が不充分		・教育と保健の連携に向けたやりとりがみられるようになる						発達支援センターの設置(1市)		